

農薬登録制度に関する懇談会（第9回）議事概要

日時：平成22年2月12日 14:00～16:30

場所：経済産業省別館 第1028号室

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 飼料作物に用いる農薬の登録に係る検査基準の見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入について
 - (2) その他
- 3 閉 会

【議事概要】

- 1 「自給飼料用作物の農薬登録に係る検査基準見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入に関する論点」への質問・意見の概要及びそれに対する事務局の考え方について

(主な意見)

- ・ ガイドラインには、実際の運用の際の具体的な方法等についての記載がない。運用しやすいものを作成する必要がある。さらに、その運用が適切になされているかをチェックする体制も必要。
- ・ 大半が飼料として流通してはいない作物に登録のある農薬に対しては、農薬のラベルに飼料作物には使用しない旨記載するという対応を残すことは可能ではないか。
- ・ 農薬のラベルに飼料作物には使用しないという記載をすると、その作物は飼料用途としては用いることができないこととなる。稲わらなど、生産の段階では用途が定まっていないものもあるので、農薬の登録の時点で、このような生産実態を踏まえたリスク管理対応が必要。
- ・ 流通段階において、飼料用途とそれ以外の用途での区別ができる作物については、農薬の登録も用途を区別して対応すべき。現時点で、作物の流通段階での区別が困難であり、農薬の登録において区別できないものについても、今後流通実態の変化等により、区別できるようになった場合には、区別して農薬登録すべき。
- ・ 家畜代謝試験にはコストがかかるため、ガイドラインの導入により、新規農薬の登録が推進されないあるいは既登録農薬の登録が維持されないのでは

ないかという懸念がある。実際の運用の際には、使用可能な農薬の減少により、稲などの食用作物の生産に支障をきたすことがないように配慮すべき。

- 家畜代謝試験は、コストの面や、日本において試験を実施できる施設がないなど、制約が多い。畜産物の基準値に対する対応については、家畜残留試験を利用するなど他の方法によっても可能ではないか。
- ガイドライン導入後の経過期間については、新たな作物残留試験の実施、同位体標識化合物の合成、家畜代謝試験及び家畜残留試験の実施が必要となるため、それら試験実施期間を考慮すると少なくとも4年は必要ではないか。また、別途、作物残留性試験において、試験例数の増加や2年間の試験が義務づけられるということなどにも十分考慮すべき。
- 新規剤のデータ要求基準として、作物残留性試験の結果だけでなく、実際の飼料の給与量等を考慮して、科学的に家畜代謝試験の要否を判断する基準を設定してほしい。
- 家畜代謝試験の要否判断基準が、科学的根拠に基づき設定されていることを資料4に記載してほしい。

(結論)

- 飼料の流通の実態から、食用と飼料用とを確実に区別できるものがあれば区別するが、現状では区別困難であるため、区別しない。
- 飼料作物に用いる農薬の登録に係る検査基準の見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入について、基本的には合意。
- 事務局により作成した案に、家畜代謝試験の要否の考え方など、指摘された点の修正を加えた上で、懇談会メンバーに最終案の確認を行い、その後通知改正を行うこととなった。

2 その他

- 次回以降の懇談会で取り上げる議論については、追って連絡する。